

港区旅館業法施行条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 七 八 （略）</p> <p>二 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>ホ ろ過器その他の設備（以下「ろ過器等」という。）を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p>	<p>（前略）</p> <p>（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 七 八 （略）</p> <p>二 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(2) （略）</p> <p>ホ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p>

(1)～(3) (略)

(4) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、区規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(5) (略)

へ 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

ト ニからへまでの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

九・十 (略)

十一 便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

十二 (略)

(中略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第七条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政

(1)～(3) (略)

(4) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(5) (略)

へ ニ及びホの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

九・十 (略)

十一 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

十二 (略)

(中略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第七条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政

令」という。) 第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 浴室は、次の基準によること。

イ〇八 (略)

二 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(1) (6) (略)

(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

八〇十一 (略)

(後略)

付 則

(施行期日)

1| この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(港区旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2| この条例の施行の際、現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施

令」という。) 第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 浴室は、次の基準によること。

イ〇八 (略)

二 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(1) (6) (略)

八〇十一 (略)

(後略)

設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第一条の規定による改正後の港区旅館業法施行条例第七条第七号二(7)(第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

(港区公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第二条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第二条の規定による改正後の港区公衆浴場法施行条例第三条第一項第三十四号トの規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。